

長崎国際大学発明等規程

(平成22年6月30日制定)

改正 平成23年4月1日 平成23年10月1日
平成27年4月1日 平成29年6月1日
平成30年12月19日 令和元年9月25日
令和4年1月26日

(目的)

第1条 この規程は、長崎国際大学（以下「本学」という。）の教職員等が創造した知的財産の取扱いについて定め、もって本学の教育研究の活性化及び知的財産の創作を推進し、それらの成果を社会に還元し貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許を受ける権利及び特許権
- イ 実用新案登録を受ける権利及び実用新案権
- ウ 意匠登録を受ける権利及び意匠権
- エ 商標登録を受ける権利及び商標権
- オ プログラム、データベース、デジタルコンテンツ及びその他の著作物に係るそれぞれの著作権
- カ 動植物新品種の品種登録を受ける権利及び育成者権
- キ 外国におけるアからカまでに掲げる権利に相当する権利

(2) 「その他の知的財産」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商標権の対象となる商標
- イ プログラム、データベース、デジタルコンテンツ及びその他の著作物
- ウ 動植物新品種
- エ 成果有体物

研究、教育の過程又は結果として得られた材料、試料（試薬、新材料、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等並びにそれらを含む固形物、溶液、体液等）、試作品、モデル品、実験装置等

オ 技術情報、ノウハウ、その他教育研究活動により生み出されるもののうち財産的価値のあるもの（以下「技術情報・ノウハウ等」という。）

(3) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許権の対象となる発明
- イ 実用新案権の対象となる考案
- ウ 意匠権及び回路配置権の対象となる創作
- エ 商標権の対象となる創作
- オ 育成者権の対象となる育成
- カ 技術情報・ノウハウ等の対象となる案出

- (4) 「教職員等」とは、本学が雇用する教職員、本学と知的財産の取扱いにつき契約を締結した共同研究員・受託研究員等の研究員をいう。
- (5) 「学生等」とは大学院生、学部生及び研究生をいう。
- (6) 「発明者等」とは、発明等又はその他の知的財産の発明等を行った教職員等をいう。
- (7) 「職務上」の発明等とは、本学が資金の提供やその他の支援をして行った研究、本学が管理する施設及び設備等を利用して行った研究、又は公的機関や民間企業等からの研究資金を得て行った研究等に基づき、教職員等が発明したことをいう。
- (8) 「法人著作」とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。
 - ア 教職員等が職務として作成した著作物
 - イ 本学の発意に基づき作成された著作物（ここで発意とは本学により企画・決定されたことをいう。）
 - ウ 本学が作成し公表する著作物
- (9) 第1号及び第2号に定める知的財産に係る権利は、それぞれこの規程制定時の特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法及び種苗法に定める権利をいう。

(権利の帰属)

第3条 次の知的財産は、原則として本学に帰属するものとする。

- (1) 教職員等が職務上で創作した発明等（以下「職務発明等」という。）に係る権利
- (2) 教職員等が職務上で作成した商標に係る権利
- (3) 法人著作の著作権

2 前項の知的財産につき、別途定めがある場合は、その定めによるものとする。

(知的財産の届出)

第4条 教職員等は、発明等を職務上で行ったと判断したときは、当該発明等が完成した段階で、その内容を速やかに発明届（様式第1号）により、所属長を経て学長に届け出なければならない。

2 教職員等は、職務上で創作（又は案出）したと判断するその他の知的財産が次の各号のいずれかに該当する場合は、その内容を発明届（様式第1号）により、所属長を経て学長に届け出なければならない。

- (1) 産業又は商業上の利用を目的として第三者に提供（譲渡、貸与を含む。）しようとする場合
- (2) 大学間異動等に伴い、本学から持ち出す場合
- (3) 微生物等を特許寄託制度により国の指定する機関に寄託する場合

(知的財産の審査)

第5条 学長は、前条各項に定める発明届を受け取った場合は、次条に定める発明等審査委員会を開催し、当該委員会の答申に基づき、第7条第1項に定める事項及び出願（又は申請）を行う場合の必要事項等を決定する。

2 前項の決定は、原則として届出のあった日から起算して60日以内に行う。

3 学長は、第7条第1項に定める事項に関する決定について、その内容を速やかに発明者等に通知する。

(発明等審査委員会)

第6条 発明等及びその他知的財産に関する事項を審査するため、発明等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した学部長
- (2) 各学科長
- (3) 事務局長又は事務局次長
- (4) 産学連携・研究支援室長
- (5) 委員長が必要と認めた者（以下「指名委員」という。） 若干人

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもってこれに充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、第2項に規定する委員の過半数の出席によって成立し、議決は出席委員の過半数によって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

6 審査対象の知的財産の発明者等は、指名委員になることができない。

7 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

（任期）

第6条の2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会による審査）

第7条 委員会は、次の各号に定める事項を審査し、その結果を学長に答申する。

- (1) 第4条第1項及び第2項に定める届出された知的財産が、職務発明等又は職務上で創作（作成、育成又は案出）されたものに該当するか否か
- (2) 第4条各項に定める届出された知的財産の技術的評価又は財産的価値の評価
- (3) 出願（又は申請）し得る知的財産については、出願（又は申請）要件を具備しているか否か
- (4) 出願（又は申請）するにあたっての本学の費用負担の可否
- (5) 第4条各項に定める届出された知的財産を大学が承継するか否か（発明者等が外国出願を希望しているときは、その外国に係る知的財産について承継するか否かを含む。）
- (6) 第15条に定める契約内容の可否
- (7) 第17条に定める異議申立ての当否
- (8) 本学に帰属する知的財産に係る侵害、係争又は訴訟等が生じた場合の対応
- (9) その他知的財産に関し委員長が必要と認めた事項

2 委員会の答申を受け学長が承継しないと決定した知的財産権は、発明者等へ帰属させることができる。

3 本学が保有する知的財産権については、委員会が適時、再評価を行い、その権利の維持、譲渡、放棄等の可否を審査し、その結果を学長に答申する。委員会の答申を受け学長が維持しないと決定した知的財産権は、発明者等へ帰属させることができる。

（委員会の事務）

第8条 委員長は、委員会で審査された内容、答申及び決定に至った議事等を記録しておくなければならない。

2 委員会の事務は産学連携・研究支援室が所掌する。

（譲渡証書の提出）

第9条 本学が知的財産権の全部又は一部を承継することを決定した場合は、発明者等は権利譲渡証書（様式第2号）及びその他必要な書類を学長に提出しなければならない。発明者等が本学と雇用関係にない学生等である場合は、知的財産譲渡等に関する承諾書（様式第2号の2）の提出をもって権利譲渡証書に代えるものとする。

（譲渡等の制限）

第10条 発明者等は、第5条第3項に定める知的財産の審査に関する決定の通知がなされる前に、当該知的財産を本学以外の第三者に実施許諾、譲渡等の処分をしてはならない。

（出願及び管理）

第11条 本学が出願（又は申請）を要する知的財産の一部又は全部を承継し、本学が出願（又は申請）手続を行うと決定したときは、速やかにその手続及びその後の管理・処分を行う。

2 次条第1項の場合において、企業等が出願（又は申請）手続を行うと決定したときは、本学は当該企業等に速やかにその手続を依頼し、その後の管理・処分を行う。

（共同研究・受託研究における成果の帰属・管理）

第12条 企業等との共同研究により生じる知的財産に係る権利については、原則として本学と企業等の共有とする。この知的財産に係る権利の持分割合は、当該知的財産創作への寄与度により定め、出願等に要する費用、権利化後の維持・管理等に伴う費用等の負担割合は持分割合により定める。ただし、企業等との契約において、別の定めがある場合は、その定めによるものとする。

2 企業等からの受託研究により生じる知的財産に係る権利については、原則として本学の帰属とする。ただし、企業等との契約において、別の定めがある場合は、その定めによるものとする。

（報奨金）

第13条 本学は、次に掲げる場合、報奨金を発明者等に支払う。

（1） 本学に発明・考案・意匠及び動植物新品種に係る登録を受ける権利が承継され、出願された場合

（2） 出願された発明・考案・意匠及び動植物新品種が設定登録になった場合

（収入の配分）

第14条 発明等に係る権利の実施許諾、譲渡等及びその他の知的財産の使用・利用許諾、譲渡等の対価として、本学が第三者から収入を得た場合には、当該知的財産の発明者等及び本学に対し、別途定める長崎国際大学発明等規程取扱細則に基づき配分を行う。

2 配分の対象となる発明者等が複数である場合は、支払いはそれぞれの持分割合に応じて按分する。

（契約の届出）

第15条 知的財産に関する契約及び知的財産条項を含む契約については、契約書面を契約締結前に大学事務局を経て学長が決裁する。

（知的財産の活用・利用）

第16条 本学が承継又は取得することになった知的財産に係る権利については、本学はその権利の管理・保全及び活用を図らなければならない。

2 本学に帰属する権利化された知的財産の自己がおこなう教育又は学術目的の利用は、原則として自由とする。成果有体物、技術情報・ノウハウ等については、他の大学、研究

機関等から学術目的でこれらの利用申し出があつた場合は、当該大学、研究機関等との間で守秘義務契約の締結後、無償又は有償で提供できるものとする。

(異議申立て)

第17条 発明者等は、第5条に定める決定に異議のあるときは、通知を受けた日から30日以内に、学長に対し異議申立てを行うことができる。

2 異議の申立てが提出されたときは、学長は異議申立ての当否を委員会に諮り、その結果を異議申立者に通知する。

(発明者の協力)

第18条 発明者等は、委員会の要請に応じ、出願、権利化、活用等に関して、必要な情報を提供し、協力しなければならない。

(秘密の遵守)

第19条 教職員等が職務上で創作(作成、育成又は案出)した知的財産の取扱いに係わる全ての者は、知的財産の内容、契約内容、その他知的財産に関する事項について、必要な期間、秘密を保持しなければならない。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、産学連携・研究支援室が行う。

(改定)

第21条 この規程の改廃については、全学教授会及び運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月1日)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月1日)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成30年12月19日)

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

附 則(令和元年9月25日)

この規程は、令和元年9月25日から施行する。

附 則(令和4年1月26日)

この規程は、令和4年1月26日から施行する。

発明届
[別紙参照]

様式第2号

権利譲渡証書
[別紙参照]

様式第2号の2

知的財産譲渡等に関する承諾書
[別紙参照]